Title	「埋文報告偽造」記事に異議あり！問題は文化財行政のあり方ではないのか？
Author(s)	桑原, 司
Citation	市民・メディア
Issue Date	2007-10-29
URL	http://hdl.handle.net/10232/8478
Rights	著者

*鹿児島大学リポジトリに登録されているコンテンツの著作権は，執筆者，出版社（学協会）などが有します。

The copyright of any material deposited in Kagoshima University Repository is retained by the author and the publisher (Academic Society)

*鹿児島大学リポジトリに登録されているコンテンツの利用については，著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲内で行ってください。

Materials deposited in Kagoshima University Repository must be used for personal use or quotation in accordance with copyright law.

*著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には，著作権者の許諾を得てください。

Further use of a work may infringe copyright. If the material is required for any other purpose, you must seek and obtain permission from the copyright owner.

Kagoshima University Repository

http://ir.kagoshima-u.ac.jp

「埋文報告偽造」記事に異議あり！
問題は文化財行政のあり方ではないのか？
～会員からの投稿です～

■鹿児島の会員からの投稿です。鹿児島の地方紙に掲載された記事についての意見です。

二〇〇七年一月十一日に、私が購読している南日本新聞に次のような見出しで記事が掲載されました。

「旧金峰町も埋文報告偽造／〇五年作成、会計書類偽り決算通過」。この記事に指摘したいことは山ほどあるのですが、ここではとくに重要と思われる一点に絞って私見を展開させてもらいたいと思います。（私のHP参照＊）

職員個人の問題に矮小化

記事によると、「旧金峰町教育委員会が二〇〇五年に発行した芝原B遺跡・・・の発掘調査報告書が、図面や写真など全体の約六割を他の遺跡報告書から流用したダミーだったことが十日までに分かった。昨年十二月に発覚した川辺町教委の報告書偽造問題を受け、南さつま市教委が調査していた」とのことです。

同紙によると、芝原B遺跡は九州電力鹿児島支店の鉄塔建設に伴い見つかったもので、発掘調査は〇四年十一月から約一カ月かけて行われた、とのことでした。報告書は旧金峰町教委の「男性職員（三九）」が担当し、〇五年七月から三カ月かけて作成され、その際この男性職員は、別の遺跡（同市金峰）に関する報告書の文書や図面、表など五六頁分を流用し、九一頁の報告書にした、とのことです。結局、結論としては、そうした報告書を作成した「男性職員（三九）」に〝全ての責任がある〟、という印象を読者に与えようとする意図があからさまに現れた記事でした。

文化財保護行政こそ問われるべきでは

埋蔵文化財問題に詳しい本田道輝氏（鹿児島大学法文学部准教授）とお話したことがあります。

我が国における埋蔵文化財に関する調査と報告書の作成は、その大部分が「開発」に〝伴って〟行われているものなのだそうです。「開発」に〝伴う〟以上、極力その遺跡は取り壊されなければなりません。その調査・報告書作成を担当する職員には、まず第一に、行政職員として報告書を予定日までに公刊する責任があります。そして第二に、遺跡の一部を取り壊すからにはより内容の深い「学術書としての」報告書を出したい、という研究者としての良心があります。担当する職員はこの「責任と良心」の狭間で苦悩することになるのだそうです。その間にも次の開発が始まればそれにも対応しなければなりません。こうしてその作業の過程で「ボランティア残業」が恒常化し、体調を崩し病院通いする人も多く出てきている、とのことでした。「今回も、報道を見る限り、そのような状況の中での苦肉の対応であった可能性が高い」、と本田氏は言われております。

同様のことは、上田耕氏が二〇〇四年四月五日に同紙の「論点」でも言われたことです。本田氏曰く「職員個人の資質に問題を矮小化し、週刊誌の中吊り広告よろしく刺激的な言葉で非難することよりも、むしろ問題の本質が埋蔵文化財行政のあり方や組織のあり方にこそあることを伝えるべきではなかったのか」。

南日本新聞による上記の記事を読む限り、まさしくこの本田氏の見解が当てはまる事例であると、社会学者である私も考えます。「行為するのは個人。されどそれを可能にするのは社会」という言葉があります。社会学という学問の根本理念です。いくら個人が望ましい行為を行おうとしても、社会（組織）の側にそれを可能にする条件がなければ、その行為の実現は不可能です。

膨らむ疑問

人権と報道関西の会の会員で報道記者経験のあるテレビ局勤務のSさんにお話を伺ったことがあります。「記者は公官庁に記者クラブを構えて常駐し、たやすく幹部と会うことができる。そうしている間に、癒着関係を作ってしまう者までいる」とのことです。この記事を書いた記者も「癒着関係を作って」しまったのでしょうか？またそうした関係を維持するためには、この「男性職員」に全ての罪をかぶせ「上層部」を批判しない、という選択肢を選ばざるを得なかったのでしょうか？。疑問は尽きません。南日本新聞という商品を購入している一消費者として、是非、事の真相を教えていただきたいものです。（鹿児島・桑原司）

（＊）
http://ecowww.leh.kagoshima-u.ac.jp/staff/kuwabara/houdoukagai.htm